



まちづくりシンポジウムを開催します

政策企画課 ☎ 42-5612

市では、合併後の平成17年度に平成26年度までの長期計画となる「安芸高田市総合計画」を策定し、この計画に基づいて市政を推進してきました。今年度をもって計画期間が終了することから、市では、新たに平成27年度から10年間を計画期間とする「第2次総合計画」の策定準備に取り掛かっています。

その一環として、まちづくりシンポジウムを開催します。市民のみならず、合併10年を振り返り、また、これからの安芸高田市について、意見交換ができればと考えています。多数の市民の皆様のご参加をお待ちしています。

【主催】 安芸高田市

【日時】 平成26年7月6日(日)
13:30～16:00

【会場】 クリスタルアージュ大ホール

【基調講演】
・演題 「今、中山間地域に吹く風」
・講師 株式会社JTB総合研究所 地域振興ディレクター 山口祥義 氏

【鼎談】
・テーマ 「自助・共助・公助でつむぐまちづくり」
株式会社JTB総合研究所 山口祥義 氏

安芸高田市 浜田一義



山口祥義氏

※鼎談：食物を煮るのに用いた古代中国の金属の器「鼎」の足のように3人が向かい合って、社会の動向などを話し合うこと。

【入場料】 無料

・コーディネーター
広島国際大学教授 吉長成恭 氏

△山口祥義氏 プロフィール
地域活性化伝道師(内閣官房) 地域創造アドバイザー(総務省)

東京大学客員教授(大学院総合文化研究科)
東京大学法文学部卒業後、平成元年旧自治省入省。
総務省過疎対策室長、秋田県鳥取県観光物産課長・財政課長、同県商工労働部長、長崎県総務部長を歴任。
平成23年4月より現職(人事交流による)

ふるさと応援寄附金により平成25年度に活用した事業の内容

財政課 ☎ 42-5623



活用した事業内容	ふるさと応援事業の使途指定項目(左記内訳)
市制施行10周年記念事業として各振興会に桜苗木配布【98,100円】	・人が輝くふるさとづくり事業(80,000円) ・市長お任せ事業(18,100円)
市制施行10周年記念事業として『いっこく堂&マギー審司スーパーライブ』開催【2,765,029円】	・市長お任せ事業(2,765,029円)
「ひろしま安芸高田神楽」幟旗整備(22神楽団分) 神楽門前湯治村中割幕整備【2,197,650円】	・歴史と文化の香り高いふるさとづくり事業(1,380,000円) ・市長お任せ事業(817,650円)
サンフレッチェ広島、湧永レオリックの応援幟旗及び旗竿整備【1,181,302円】	・スポーツ活動が盛んなふるさとづくり事業(220,000円) ・市長お任せ事業(961,302円)
安芸高田市歴史民俗博物館整備 博物館試着用甲冑備品購入等【578,550円】	・市長お任せ事業(578,550円)
健康増進計画事業でウォーキング大会開催【375,295円】	・市長お任せ事業(375,295円)

安芸高田市へ多くのご支援をいただき、ありがとうございます。お寄せいただいた貴重な寄附金を、お選びいただいた事業に活用させていただきます。今後とも、安芸高田市へのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

7月1日から「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」

申請受付を開始します

総務課 ☎ 42-5611 子育て支援課 ☎ 47-1283



安芸高田市では「臨時福祉給付金」並びに「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付を開始します。6月30日に申請書を給付対象者に郵送しますので、必要事項を記入の上、同封された返信用封筒にてご返送ください。受け取る事ができるのは、どちらか1つの給付金です。本庁・各支所に直接持参いただいた場合も結構です。また、申請が一時期中に集中することが予想されるため、口座への振込に時間がかかる場合もありますのでご了承ください。

【臨時福祉給付金】
平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴う生活支援策として「臨時福祉給付金」が給付されます。

【申請書の送付方法】
税務課より送付される平成26年度の市民税が非課税となったお知らせに、臨時福祉給付金申請書及び関係書類を同封し、その世帯の代表者宛に郵送します。

【支給対象者】
基準日(平成26年1月1日)に、安芸高田市の住民基本台帳に記載されている方で、平成26年度分の市民税(均等割)が課税されない方。ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合、あるいは生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

【支給額】
○支給対象者1人につき1万円

○支給対象者が次のいずれかの場合は、5千円を加算
・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者など
・児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など

【申請の流れ】
申請書を各世帯の代表者に郵送します。申請書が届きましたら、必要事項を記入の上、必要書類を添付し返信用封筒で返送ください。本庁・各支所に直接持参されても申請を受け付けます。

【申請受付期間】
7月1日(火)～10月1日(水)の3か月間です。(10月1日消印有効)

【申請に必要なもの】
お送りする申請書に必要な事項を記入の上、次の書類を添付してください。
△添付書類
①給付対象者全員分の本人確認資料として必要なもの(運転免許証、健康保険証、パスポート、外国人登録証明書などの写し(コピー))
②申請書に記入した振込先口座の確認資料として必要なもの(振込先口座の通帳、キャッシュカードなどの写し(コピー))
※添付書類がない場合は、再度提出のお願いをし、書類が整ってから給付事務の手続きに入ることになりますので、必ず添付していただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】
総務課 臨時福祉金担当

【子育て世帯臨時特例給付金】
消費税率の引上げに際し、子育て世帯の家計への負担を減らすため、臨時的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

【申請書の送付方法】
平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者あてに子育て世帯臨時特例給付金申請書及び関係書類を同封し、郵送します。(公務員の方は、所属する所属長が申請書と証明書を発行しますので、別途申請書は郵送しません。)

【支給対象者】
基準日(平成26年1月1日)に、安芸高田市の住民基本台帳に記載されている方で、以下の条件を満たした方が対象です。
①平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者(平成26年1月1日に生まれた児童を養育している受給者を含む。)
②平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方
ただし、臨時福祉給付金対象者及び生活保護の被保護者となっている方は、対象外です。

【対象児童】
支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童。

【支給額】
対象児童1人につき1万円

【申請手続き】
申請書類等を公務員受給者以外の児童手当受給者へ郵送します。申請

書が届きましたら、必要事項を記入の上、必要書類を添付し、窓口へ持参もしくは郵送してください。

【申請受付期間】
7月1日(火)～10月1日(水)の3ヶ月間です。(10月1日消印有効)

【申請に必要なもの】
一般の児童手当受給者
お送りする申請書に必要な事項を記入の上、申請してください。児童手当の振込口座以外を希望される方は、この他にも必要な書類があります。

【公務員の児童手当受給者】
所属する所属長が発行する申請書に必要な事項を記入の上、次の書類を添付してください。
①公務員児童手当(特例給付)受給状況証明書
②振込先金融機関口座確認書類(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳の写し(通帳見開きページ)(口座名義人は児童手当受給者に限りません。))
③児童手当の振込口座以外を希望される方は、本人確認書類(住民基本台帳カード(写真付き)、運転免許証、パスポートの写しのいずれか1つ)
※添付書類がそろっていない場合は、再度提出のお願いをし、書類が整ってから支給事務の手続きになりますので、必ず添付していただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】
子育て支援課 子育て世帯臨時特例給付金窓口